



～授業料免除申請に関するQ & A集（平成30年度版）～



Q: 学力基準・家計基準を教えてください。

A: 授業料免除申請のしおりP.7～9を確認してください。授業料免除者は、学力基準及び家計基準の両方を満たしている方から選考します。

Q: 授業料免除を申請しますが、授業料が銀行口座から引き落とされないように、口座の残金を授業料以下にしておいたほうがいいですか？

A: 申請した場合、結果が出るまで授業料の引落しは保留されますので、その必要はありません。

Q: 申請結果はいつわかりますか？

A: 年間及び前期申請は7月上旬、後期申請は11月中旬に、申請書類提出時に記入した封筒により郵送で通知します。

Q: 申請結果が不許可・半額免除だった場合の授業料の納付方法を教えてください。

A: 授業料引落口座の登録手続きをしている方は、前期分は7月下旬、後期分は11月下旬に授業料が引き落とされます。授業料引落口座の登録手続きをしていない方は、結果通知書に同封の振込用紙により、前期分は7月下旬、後期分は11月下旬の納付期限までに銀行窓口で振込を行ってください。

Q: 学力基準を満たしていませんが、家計が非常に苦しいので授業料免除になりますか。

A: 学力基準を満たしていなければ、家計基準を満たしていても選考対象となりません。今後勉学に励み、成績が向上し学力基準を満たせば、次年度の授業料免除の選考対象となります。

Q: 単位不足により留年(または修業年限を超過)をしましたが、申請はできますか？

A: 原則、留年(または修業年限を超過)した方は申請できません。ただし、留年(修業年限超過)が病気、留学(半年未満を除く)、出産・育児のための休学等、特別な事由によるものである場合は認められることがあります。申請前に担当窓口にご相談してください。

Q: 母子家庭(または生活保護世帯、障がい者のいる世帯 etc)なのですが、申請すれば授業料免除になりますか？

A: 特別の事情のある世帯については規定の控除を行い、所得を算定しますが、それでも学力基準及び収入基準を満たしていなければ免除にはなりません。

Q: 提出書類はコピーでもいいですか？

A: 授業料免除申請書(様式1-①)、家庭状況申告書(様式1-②)、課税証明書、住民票謄本、署名・押印が必要な書類はコピー不可です。その他の源泉徴収票、通知書、領収書等はコピーでもかまいません。

Q: 愛媛大学に在学する兄弟で申請を行います。課税証明書、住民票謄本等は兄弟それぞれで原本を提出しなければなりませんか？

A: ご兄弟のひとりが原本を提出していれば、他のご兄弟はコピーでもかまいません。ただし、申請書類は各自が記入したものを提出してください。

Q: 提出書類の発行日は古くてもいいですか？

A: 申請すればいつでも発行される書類(住民票, 課税証明書)については発行3ヶ月以内, 1年に1度作成されるもの(源泉徴収票, 確定申告書等)については最新のものを提出してください。

Q: アルバイトをしていますが、勤務先で源泉徴収票が発行されない(または紛失した)ため、支払(見込)証明書(様式2)を提出する予定です。証明書にはどの期間について書いてもらえばよいですか？

A: 平成29年1月～12月に支払われた給与額を記入してもらってください。

Q: 平成30年3月からアルバイトを始めました(始める予定です)。どのような書類を提出すればよいですか？

A: 証明時の勤務実績が3ヶ月未満の場合は、勤務先で支払(見込)証明書(様式2)に今後3ヶ月の給与支払見込額を記入してもらってください。

Q: 年間申請し忘れていたのですが、後期から申請することは可能ですか？

A: できません。後期から申請ができるのは、年間申請受付後の入学・復学者か、年間申請受付後、学資負担者の死亡・失職、災害等により家計に急変があった方、給付型奨学金に伴う授業料免除希望者の方のみです。年間申請をし忘れていた、掲示板を見ていなかった等の理由では、後期申請を受け付けられません。

Q: 申請書を父母に書いてもらってもいいですか？

A: いいえ。保証人署名欄以外は、申請者である学生が記入してください。

Q: 同一生計家族とはどのような家族を指しますか？

A: 基本的には学資負担者(単身赴任の場合を除く)と同居している者、就学・病気療養等により学資負担者と一時的に別居中である者です。

Q: 同一生計家族に**該当しない**家族とはどのような人ですか？

A: 次の方は別生計となります。申請書の家族欄には記載せず、収入に関する書類も提出しないでください。

- ・ 就職や結婚等により、学資負担者(単身赴任を除く)と**別居独立**している兄弟
- ・ 学資負担者(単身赴任を除く)と**別居**している祖父母

住民票の住所と現住所が異なる家族がいる場合、現住所の証明書類(賃貸契約書、公共料金の領収書、郵便物等)と、その旨を記載した申立書(様式5)を提出してください。

Q: 母は専業主婦、兄は無職、私はアルバイトをしていないため収入がありません。課税証明書の提出は必要ですか？

A: 全員必要です。「所得が0円である」という証明のため、提出してください。課税証明書が発行されなければ非課税証明書を提出してください。(ただし学部1年生、平成30年3月まで就学

者だった兄弟等は提出不要です)

Q:父は会社員(自営業)です。源泉徴収票(確定申告書(控))を提出したのですが、課税証明書の提出は必要ですか？

A:必要です。提出された源泉徴収票(確定申告書(控))の他に収入がないか確認するためです。

Q:市役所で課税証明書が発行できないと言われたので提出しなくてもいいですか。

A:平成30年度(平成29年分)課税証明書は、平成30年1月1日に在籍していた自治体で発行されます。それ以降に引越された方は前の住所の自治体に問い合わせてください。また、所得の申告をしていなければ課税証明書が発行されない場合があります。自治体に問い合わせ、申告を行い課税証明書を発行してもらうか、非課税証明書を発行してもらってください。

※発行されないから提出しなくていいのだと判断せず、担当に相談してください。締切までに何の連絡もなく提出がなかった場合は、選考から除外します。

Q:実家に住む兄が4月から就職します。引越はしませんが、兄の収入を私の授業料や生活費にあてるわけではありません。書類の提出は必要ですか？

A:同居の方は同一生計として扱いますので、収入に関する書類が必要です。就職先で支払(見込)証明書(様式2)に1年間の収入見込額を証明してもらったものを提出するか、求人票・採用通知書等、年間収入見込額がわかるものを提出してください。

Q:弟が3月に高校を卒業し、4月から浪人します。どのような書類が必要ですか？

A:予備校に通う場合は、予備校の在学証明書を提出してください。自宅浪人の場合は「無職等の申立書」(様式13)を提出してください。どちらの場合も就学者とは認められませんので、家庭状況申告書(様式1-②)には、就学者を除く家族欄に記入し、職業は「無職」と記入してください。アルバイトをしている場合はアルバイト収入に関する書類(源泉徴収票等)を提出してください。

Q:弟が3月に高校を卒業し、4月から1人暮らしの大学生になります。どのような書類が必要ですか？

A:進学先が国立大学であれば、4月1日以降、在学及び授業料免除状況証明書(様式4)を進学先の授業料免除担当者に記入してもらってください。公立・私立の大学であれば、学生証、在学証明書でもかまいません。

在学証明書等の提出により住民票、所得証明書の提出を省略できます。

Q:祖父母(兄弟)とは同居していますが、2世帯住宅で完全に別生計です。

A:基本的に同居家族は同一生計とみなしますが、別生計の証明(水道光熱費等の支払いが別である領収書等を提出するなど)ができれば、別生計と認められることがあります。

Q:家族に長期療養者がいますが、領収書を紛失しました(確定申告の際、税務署に提出しました)。どうしたらいいですか？

A:授業料免除申請において記述する内容は、それを客観的に証明する書類等が必要となります

ので、領収書で証明できる金額のみを記入してください。なお、高額療養費制度により、健康保険組合等から医療費の給付(還付)を受けた場合は、支払った医療費から給付金額を控除した金額が申請上の医療費となります。

Q: 家族に障がい者がいますが、障がい者手帳を取得していません。

A: 障害年金受給証明書(写)を提出してください。

Q: 独立生計者として申請できるのはどういう人ですか？

A: 単に両親からの仕送りがなくアルバイト収入と奨学金で生活しているだけでは独立生計者とは認められません。大学院生もしくは法文学部夜間主コースの学生で次の1～3の全てを満たし、本人(配偶者)が被保険者である健康保険証(写)、課税証明書を提出できる場合に限り、独立生計者として申請することができます。

1. 所得税法上、父母等の扶養でないこと。
2. 父母と別居していること。
3. 本人に収入があり、その収入について所得申告がなされ、課税証明書が発行されるもの。

Q: 年間申請を行ったのですが、後期に再度申請する必要はありますか？

A: ありません。年間申請を行った方は、結果変更の通知があった場合を除き、後期の結果は7月上旬に通知したとおりです。

Q: 家のローンや多額の借金があるので、考慮してほしいです。

A: 授業料免除制度は、借金の多い家庭に対するものではなく、所得の少ない家庭に対応した制度であるため、借金等は考慮されません。

Q: 授業料免除申請不許可の結果が出たあと、家計支持者である父が亡くなりました。

A: 授業料納付後、家計急変等(家計支持者の死亡、失業等または風水害の災害を受けたことなど)による特別な事情により修学を継続することが困難であると認められた方は、授業料を返還する制度があります。学生生活支援課にご相談ください。